調査の名称	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査
調査の目的	専用住宅に居住する主世帯を対象に、家庭からの二酸化炭素排出量の
	効果的な削減対策の推進や立案、削減計画の策定などの基礎資料とな
	る統計調査を創設するに当たり、その全国規模での試験的な調査とし
	て、家庭における詳細な二酸化炭素排出実態を把握して、当該統計調
	査の設計の検討に資する基礎資料を得ることを目的として実施するも
	の。
調査の対象	(1)地域:全国
	(2)対象:専用住宅に居住する主世帯 15,000 世帯(母集団世帯数:
	48, 281, 000)
	(3)選定の方法:本調査では、住民基本台帳からの無作為抽出と、
	インターネット調査モニターからの選定の2つの方法によって調査対
	象世帯を選定した。
	ア 住民基本台帳から抽出された世帯 (調査員調査)
	調査市区町村を定めた上で、市区町村が管理する住民基本台帳か
	ら系統抽出法により選定した。
	イ インターネット調査モニターの世帯
	民間事業者が保有するインターネット調査モニター (20 歳以上)
	から選定した。
	(4) 層設定:地方10区分、都市階級3区分の30層を設定した。
	地方区分については、エネルギー消費の地域特性を踏まえ、また、
	国勢調査や家計調査等の既存統計調査の区分を参考に10区分とした。
	また、インターネットモニター調査においては、調査対象世帯の都市
	部への偏りが懸念されるため、都市階級での層設定を行った。
	ア 地方(10区分)
	北海道:北海道
	東北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	関東甲信:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
	神奈川県、山梨県、長野県
	北陸:新潟県、富山県、石川県、福井県
	東海:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	近畿:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	九州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児
	島県

	沖縄:沖縄県
	イ 都市階級 (3区分)
	① 都道府県庁所在市(東京都は区部)及び政令指定都市
	② 人口 5 万人以上の市
	③ 人口5万人未満の市及び町村
	※都市階級における市区町村の別は平成22年国勢調査による。
調査事項	(1) エネルギー使用量調査票
	① 月別の CO ₂ 排出量を推計するためのエネルギー使用量等(電気、
	ガス、灯油、ガソリン、軽油)
	② 太陽光発電について(月別の発電量、売電量、太陽電池の総容量)
	③ 属性変化等
	④ 使用エネルギー等 (※平成 26 年 10 月分 (初回) 調査のみ)
	(2)冬季調査票
	① 暖房機器について(保有状況、使用状況)
	② 冬季の給湯について (冬の入浴状況、入浴やお湯の使用に関わる
	省エネ行動の実施状況)
	(3)世帯調査票
	① 世帯について(世帯員、平日昼間の在宅者、世帯年収)
	② 住宅について (建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数、
	二重サッシ・複層ガラスの有無)
	③ 家電製品等について(テレビ・冷蔵庫・エアコン等の使用状況、
	家電製品に関する省エネ行動、使用場所毎の照明種類、照明に関
	する省エネ行動)
	④ 給湯について(給湯器の種類、夏の入浴状況)
	⑤ コンロ・調理について(コンロの種類、用意する食事の数、調理
	に関する省エネ行動)
	⑥ 車両について(自動車等の使用状況、燃料の種類、排気量、実燃
	費、使用頻度、年間走行距離、自動車に関する省エネ行動)
調査の時期	(1)エネルギー使用量調査票: 平成 26年 10月から平成 27年 9月ま
	での毎月(12か月間)
	(2)冬季調査票:平成27年3月末時点
	(3)世帯調査票:平成27年8月末時点
調査の方法	(1)調査員調査
	対象: 住民基本台帳から抽出された世帯
	配布: 調査員による訪問で調査票を配布
	回収: 調査員による訪問または郵送もしくは専用回答画面 (オンラ

イン)で調査票を回収

調査体制: 環境省-民間事業者-調査対象世帯

(2) インターネットモニター調査

対象: インターネット調査モニターの世帯 配布: インターネット経由で調査票を配信

回収: 専用回答画面 (オンライン) で調査票を回収

調査体制: 環境省-民間事業者-調査対象世帯